

核融合科学研究所研究教育職員の再任評価に関する申合せの一部改正（案） 新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 (新)
<p data-bbox="277 411 1010 443">核融合科学研究所研究教育職員の再任評価に関する申合せ</p> <p data-bbox="577 507 1106 587">平成17年 2月18日 所長決定 最終改正 令和3年4月1日</p> <p data-bbox="185 647 1099 820">核融合科学研究所研究教育職員の任期に関する規則（平成15年規則第13号）第5条の規定に基づき、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において、任期を定めて任用した研究教育職員の再任評価については、この申合せの定めるところによる。</p> <p data-bbox="192 882 365 914">1～4 （略）</p> <p data-bbox="192 976 358 1008">5 評価基準</p> <p data-bbox="241 1023 927 1054">任期内に次の学術成果を上げ、研究所に貢献すること。</p> <p data-bbox="215 1069 1099 1337">① 任期内に、少なくともレフェリー付き学術雑誌に主著論文を2編発表すること。又は、同等の成果を上げること。（同等の成果としては、学術図書、レビュー論文、主要な国際会議の招待講演、IAEA論文、データベースの作成、学術的成果への受賞等） ② 研究所の学術研究、共同研究基盤及び人材育成に対して優れた貢献をすること。</p> <p data-bbox="192 1351 353 1383"><u>6 （新設）</u></p>	<p data-bbox="1218 411 1951 443">核融合科学研究所研究教育職員の再任評価に関する申合せ</p> <p data-bbox="1429 507 2047 587">平成17年 2月18日 所長決定 最終改正 <u>令和 年 月 日</u></p> <p data-bbox="1126 647 2038 820">核融合科学研究所研究教育職員の任期に関する規則（平成15年規則第13号）第5条の規定に基づき、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において、任期を定めて任用した研究教育職員の再任評価については、この申合せの定めるところによる。</p> <p data-bbox="1133 882 1305 914">1～4 （略）</p> <p data-bbox="1133 976 1299 1008">5 評価基準</p> <p data-bbox="1182 1023 1868 1054">任期内に次の学術成果を上げ、研究所に貢献すること。</p> <p data-bbox="1155 1069 2040 1337">① 任期内に、少なくともレフェリー付き学術雑誌に主著論文を2編発表すること。又は、同等の成果を上げること。（同等の成果としては、学術図書、レビュー論文、主要な国際会議の招待講演、IAEA論文、データベースの作成、学術的成果への受賞等） ② 研究所の学術研究、共同研究基盤及び人材育成に対して優れた貢献をすること。</p> <p data-bbox="1133 1351 2040 1431"><u>6 再任評価（8で規定する中間評価を除く。）の評価は、A++（評価基準を極めて大きく上回っている）、A+（評価基準を大きく上</u></p>

7 (新設)

6 中間評価のため、所長は、任期が3年を経過した時点で、運営会議に、評価基準に基づく研究業績の報告を行う。ただし、2期目の中間評価は、行わないものとする。

7 被評価者に、産前産後・育児・介護のための休暇・休業（育児部分休業、介護部分休業を含む。）の取得、業務上若しくは通勤途上による傷病に起因する病気休暇・病気休職により研究を行うことができなかった期間、又は URA 職員への異動により研究を行うことができなかった期間がある場合は、業績を評価する際に配慮するものとする。

付 記 (略)

回っている）、A（評価基準に達している）、B（評価基準にやや達していない）、C（評価基準に達していない）の5段階の評語により評価するものとし、A以上について再任可とする。

7 第6に規定する評語により評価するにあたり、第5に規定するもののほか、共著論文、外部資金（科学研究費補助金等）の獲得状況等についても確認し、これらの研究業績等及び口頭発表の内容を総合的に勘案して評価結果を決定するものとする。

8 中間評価のため、所長は、任期が3年を経過した時点で、運営会議に、評価基準に基づく研究業績の報告を行う。ただし、2期目の中間評価は、行わないものとする。

9 被評価者に、産前産後・育児・介護のための休暇・休業（育児部分休業、介護部分休業を含む。）の取得、業務上若しくは通勤途上による傷病に起因する病気休暇・病気休職により研究を行うことができなかった期間、又は URA 職員への異動により研究を行うことができなかった期間がある場合は、業績を評価する際に配慮するものとする。

付 記 (略)

付 記

この申合せは、令和 年 月 日から実施する。